

大分県報

令和五年

号外 (三四)

三月三十一日

(金曜日)

目次

規則

大分県会計規則の一部改正……………一

大分県用品取扱規則の一部改正……………二

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………二

〇規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第二十四号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「もの又は」を「もの、」に改め、「が収納するもの」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者（法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者という。以下同じ。）に納付を委託したものを」を加える。

第三十五条の二中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百三十一条の二の三第一項に規定する」及び「（以下「指定納付受託者」という。）を削る。

第三十六条の二の見出し中「県税」を「県税等」に改め、同条第一項第一号中「県税」を「県税等（施行令第五百五十八条の二第一項に規定する地方税等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項、第三項、第六項及び第七項中「県税」を「県税等」に改める。

第三十九条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 金銭登録機から出力される帳票

第三十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者に納付を委託した場合においては、前項の規定にかかわらず領収書の交付は要しないものとする。ただし、納入義務者から交付を求められたときは、この限りでない。

第五十一条第二項第十二号中「負担金等で事前に支払を要するもの」を「経費」に改める。

第七十五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（検査員証）

第七十五条の二 知事は、法第二百三十一条の二の六第三項の規定により、職員に検査を行わせるときは、検査員証（第三百三十八号様式）を作成し、交付するものとする。

第七十六条中「前条第一項」を「第七十五条」に改める。

第七十七条から第八十条までの規定中「第七十五条第一項」を「第七十五条」に改める。

第八十一条第四項中「県税」を「県税等」に改める。

第八十三条に次のただし書を加える。

ただし、第八十一条第四項に規定する検査における提出書類については、委託契約で定めるところによる。

第八十四条中「第七十五条第二項」を「第七十五条の二」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第一の玉来ダム建設事務所の項を削る。

別表第四の大分県こども・女性相談支援センターの項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同表の玉来ダム建設事務所の項を削る。

別表第五の二の部の十の項中「請求のあったとき」の下に「（支払調書等により支出するものについては支出を決定するとき）」を、「請求書」の下に「又は支払調書」を加え、同部の十八の項中

「要」を「要 一件の金額が百万円以上のもの」に改める。

第三百三十八号様式を次のように改める。

第138号様式（第175条の2関係）

表面

第 号	計 検 査 員 証	大 分 県 知 事
所 属 職 氏 名	会 計 日 交 付	印
	年 月	

(55×91mm)

裏面

- この証票を携帯するものは、地方自治法(昭和22年法律67号)第231条の2の6第3項の規定に基づき検査員を命ぜられた者である。
- 検査員は、検査の際必ず本証を携帯すること。
- この証票は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。

(55×91mm)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十五号

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則

大分県用品取扱規則（昭和三十五年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「3万円」を「10万円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十六号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の衛生関係事務の部中「県立病院及び保健所」を「県立病院、保健所及び食肉衛生検査所」に改め、「（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第一項に規定する輸出証明書に係るものを除く。）」を削り、同表のと畜関係事務の部を削り、同表の宅地造成等規制法関係事務の部中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の特殊建築物等敷地許可申請手数料の項の次に次のように加える。

建築物の延べ面積の特例認定申請手数料

別表の建築基準法関係事務の部の建築物の高さの許可申請手数料の項中「高さの」の下に「特例許可又は高さに関する制限の適用除外に係る」を加え、同部の高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料の項の次に次のように加える。

る。

高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料

別表の建築基準法関係事務の部中「敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定」を「建築物の認定」に、「敷地内認定建築物以外の建築物の特例」を「建築物の特例」に、「敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可」を「建築物の許可」に改め、同表に次のように加える。

特定自動運行関係事務	特定自動運行許可申請手数料	
	特定自動運行計画変更許可申請手数料	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の宅地造成等規制法関係事務の部の改正規定及び次項の規定は、同年五月二十六日から施行する。

(経過措置)
2 大分県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（令和五年大分県条例第四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）別表第三の宅地造成等規制法関係事務の部の規定に係る手数料の徴収についてのこの規則による改正前の別表の規定の適用については、なお従前の例による。